

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

久しぶりの日本人力士の優勝を果たすのは稀勢の里かと思っていましたがメンタルと稽古の方法に問題があったようで琴奨菊に先を超されました。目標に向かって努力を続けても遂げられる人ばかりではありません。努力も量と質の両方を満たす必要があります。心技体のバランスとは精神力と技術と身体能力が整った状態をいいます。

琴奨菊には得意の型がありました。メンタルコーチにより前向きの思考を、半年前に着任したトレーナーによりぶれない体幹を身につけ、迷いを自信に変えました。

稀勢の里よ、君にも出来る。

私の書棚より

○既存の常識を鵜呑みにしない「疑問を発する力」、お客様が求めるものを読み取る「理解力」、本質は何かを深堀りする「分析力」をもって、挑戦していくことが何より必要です。

○みんなが賛成することはたいがい失敗し、みんなが反対することはたいてい成功する。みんなが賛成するのは、すでに前例があり、誰もが参入しやすいからです。つまり差別化しにくく過当競争に陥るのは目に見えています。

「働く力を君に」

鈴木敏文著 講談社

税務アンテナ

□ふるさと納税について、確定申告をしなくても寄付金税額控除が受けられる「ワンストップ特例」が平成 27 年 4 月 1 日以後に支出する自治体に対する寄付金について適用されました。

この特例は 5 か所までの自治体に限られ、各自治体に特例申請書を提出する必要がありますが、所得税からの控除に相当する金額が個人住民税から控除されるため確定申告と同じ税額控除ができます。

ただし、5 か所を超える自治体に寄付した場合や医療費控除等で確定申告をする場合には利用できません。

□平成 28 年度税制改正大綱が公表されました。

法人税では、企業版ふるさと納税が創設され、地方公共団体の一定の地方創生事業に対して寄附を行った場合に、全額損金算入に加えて、法人事業税、法人住民税の税額控除が認められます。

所得税では、通勤手当の非課税限度額の最高限度額が月 100,000 円から月 150,000 円に引き上げられ、相続人が一定の空き家を譲渡した場合の譲渡所得に 3,000 万円の特別控除が適用できます。

また、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得する建物附属設備、構築物の減価償却方法は、定率法が廃止され定額法だけとなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

3月の税務スケジュール

10日	○2月分の源泉所得税の納付
15日	○所得税の確定申告・贈与税の申告書提出
31日	○1月決算法人の確定申告 ○7月決算法人の中間申告 (予定申告)

31日	○4月、7月、10月決算法人の消費税中間申告 ○3月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	--

今月の贈る言葉『苦悩とは飛躍なんです』 by イチロー